

退職金をもらうには

請求事由

この制度で退職金が支給されるのは、労働者が特定の企業をやめたときではなく、建設業で働かなくなったときです。

掛金納付実績が12月以上(掛金納付実績21日を1カ月と換算します。)になった労働者が次の請求事由のいずれかにあてはまる場合に、退職金を請求することができます。

(なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)

	退職金を請求する事由	必要な証明
1	独立して事業をはじめた	最後の事業主または事業主団体の証明
2	無職になった	最後の事業主または事業主団体の証明
3	建設関係以外の事業主に雇われた	現在の事業主の証明
4	建設関係の事業所の社員や職員になった	現在の事業主の証明
	(自らが事業主に就任した、または役員報酬を受けることになった場合も含む)	(現在の事業主の証明及び商業登記簿謄本写し)
5	けが・病気のため仕事ができなくなった	最後の事業主の証明または医師の診断書
6	満55歳以上になった	(最後の事業主の証明の有無は問いません)
7	本人が死亡した	(最後の事業主の証明の有無は問いません)

*退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載している労働者本人(またはその遺族)に限ります。

*被共済者であった方が独立した(事業主となった)場合・役員報酬を受ける役員となった場合は、退職金請求をしてください。

退職金額

退職金額は、おおよそ右の表のとおりとなっております。

月数の計算は、共済証紙及び退職金ポイントにより掛金充当された日数21日分を1カ月と換算しますので、掛金納付された日数を21で割って(端数は小数点第1位で四捨五入します。)算出します。

退職金のカーブのみますと、次頁のとおりです。

12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3~5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

<退職金額早見表>

年数(月数)	退職金額(円)
1年(12月)	24,192
(18月)	49,728
(23月)	78,624
2年(24月)	161,280
3年(36月)	241,920
4年(48月)	325,786
5年(60月)	414,087
6年(72月)	503,463
7年(84月)	600,231
8年(96月)	696,999
10年(108月)	893,559
15年(180月)	1,409,319
20年(240月)	1,933,479
25年(300月)	2,474,439
30年(360月)	3,038,919
35年(420月)	3,641,031
40年(480月)	4,268,007

(注) (1)この早見表は、現行の予定運用利回り及び掛金日額320円により、共済証紙と退職金ポイントの252日分を1年と換算して計算した退職金の額です。

(2)320円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額ごとに、その予定運用利回りに応じて、別に計算されます。

(3)退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

詳しくは、建退共HPをご覧ください。
 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共事業本部
<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>